

定 款

アズワン株式会社

2022年6月24日改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、アズワン株式会社と称する。

英文では AS ONE CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 理科学用品及び教材用品の製造、販売及び輸出入
- (2) 医療用品の製造、販売及び輸出入
- (3) 度量衡器、計量器の製造、販売及び輸出入
- (4) 総合リース業
- (5) 無塵衣の製造、販売、輸出入及びクリーニング加工業
- (6) クリーンルーム（空気清浄室）の保守点検業務
- (7) 医療用具の製造、販売及び輸出入
- (8) 医科用医療機器及びその附属部品の製造、販売及び輸出入
- (9) 医薬品、試薬及び医薬部外品の販売及び輸出入
- (10) 機械工具の製造、販売及び輸出入
- (11) 掃除機、乾燥機、清掃用機械及び衛生用機器、器具、用品の製造、販売及び輸出入
- (12) 作業衣、作業手袋の製造、販売及び輸出入
- (13) 事務用品及び事務機器の製造、販売及び輸出入
- (14) 家具、建具の製造、販売及び輸出入
- (15) 情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務
- (16) スポーツ用品の製造、販売及び輸出入
- (17) 家庭用電気製品の製造、販売及び輸出入
- (18) レントゲン附属品の製造、販売及び輸出入
- (19) 書籍、雑誌、文献の販売及び輸出入
- (20) コンピューター及びコンピューターに関するソフトウェアの販売及び輸出入
- (21) ソフトウェアに関するライセンスビジネス
- (22) 通信利用者の為の相互通信接続サービスの提供、運営及びこれに

関連するマッチングビジネスの提供

- (23)研究用試薬、工業薬品の販売及び輸出入
- (24)貨物の自動車運送業
- (25)貨物運送取扱業
- (26)倉庫業
- (27)建設業
- (28)不動産賃貸業
- (29)理科学用品及び医療機器のクリーニング業
- (30)遺伝子解析その他の理化学分析及び医療に関する検査の受託及び取次
- (31)理科学用品、医療用品、医療用具等の製造に関わる部品、原材料等の製造、販売及び輸出入
- (32)試験研究用生物（主に魚類）・植物全般の販売及び輸出入
- (33)試験研究用生物（主に魚類）・植物全般の取扱いに要する各種機器、器具、用品の製造、販売及び輸出入
- (34)食品の製造、販売及び輸出入
- (35)各種商品の製造、販売及び輸出入
- (36)前各号に関するカタログ及びECサイトによる商取引
- (37)前各号に関する修理及びメンテナンス
- (38)前各号に関する中古品の売買及び輸出入
- (39)前各号に関するレンタル
- (40)イベント・研修の支援、企画、運営及び企画運営の代行
- (41)広告制作に関する業務
- (42)人材の派遣、採用支援及び有料職業紹介事業
- (43)損害保険の募集、代理その他各種保険に関する事業
- (44)コンサルティング業
- (45)前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

（機 関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2)

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8,800万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社

に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締

役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議が

あったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 28 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 29 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第 30 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会規程）

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会の招集通知）

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項のほか、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半

数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 60 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。